主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人勝部可盛の上告趣意は、量刑不当、事実誤認、単なる法令違反の主張であって、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

なお、原判決書をみるに、判決をした裁判官所属の官署である裁判所の表示がなく、原判決には刑訴規則五八条一項に違反する違法があるが、原判決書には判決裁判所を構成した裁判官三名の署名押印があり、判決裁判所の特定に欠けるところはないから、原判決の右違法は判決に影響を及ぼすものとは認められない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

昭和四九年四月一九日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	大	塚	喜一	郎
裁判官	岡	原	昌	男
裁判官	小	Ш	信	雄
裁判官	吉	田		豊